

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月5日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務について記載している。
令和2年4月以降、上記事務について請求書様式の変更により個人番号を記載しなくなったことに伴い、新たな個人情報の取り扱い(保有)はない。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)に基づき、支給される特別弔慰金(先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対して、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年及び70周年となる特別の機会を捉え、国として弔慰を表すため支給している。)の請求に際し、請求者から提出される請求書類を市区町村にて受付し、居住地都道府県へ進達する。</p> <p>この事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務であり、各機関ごとに行う事務は以下のとおりであり、このうち、個人番号を使用して行う事務は、①～③の事務である。この事務に係る特定個人情報ファイルは、厚生労働省及び都道府県が保有する。なお、本市当該事務では、情報提供及び照会を行わないため、個人番号の真正性を確認するにあたり、市内住登者に関して団体内統合宛名システム(本市システム名:統合番号連携システム)を利用し、特定個人情報ファイルを閲覧する。</p> <p>各機関ごとに行う事務は以下のとおりであり、このうち、令和2年3月末まで個人番号を利用して行っていた事務は、①～③の事務である(令和2年4月以降は、個人番号を利用していない)。特定個人情報ファイルは、厚生労働省が保有する。</p> <p>【市区町村】</p> <p>①請求者から個人番号の記載された請求書を受け付け、書類の不備等を確認し、居住地都道府県に送付する。</p> <p>【都道府県】</p> <p>②居住地都道府県は、請求者の居住地の市区町村から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を援護システムに入力し、請求書類を本籍地都道府県に送付する。</p> <p>③本籍地都道府県は、居住地都道府県から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を審査・裁定し、援護システムに裁定情報を入力し、厚生労働省に裁定報告を行う。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>④厚生労働省は、本籍地都道府県が入力した裁定関係データを確認し、財務省に国債の発行請求を行う。</p>
③システムの名称	統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>《別表の項の番号、主務省令の名称及び条項を記載》</p> <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の68項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第39条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課
②所属長の役職名	援護対策担当課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当 神奈川県横浜市中区6丁目50番地の10 TEL:045-671-2425
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務(事務)プロセスを明確にして各プロセスを確実に実施し、リスクが見つかれば対策を講じている。自己点検・監査を実施し、その結果を踏まえた対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業員に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	毎月の情報セキュリティ関連研修を実施している。

